

石岡市立中学校 部活動運営方針

平成 30 年 8 月

石岡市教育委員会

< 目 次 >

【「石岡市立中学校部活動運営方針」策定の趣旨】

- 策定の趣旨 P1

【新たな部活動に向けての石岡市立中学校部活動運営方針】

- 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営 P2
- 2 適切な部活動の運営のための体制整備 P2
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な
活動の推進のための取組 P3
- 4 適切な活動時間や休養日等の設定 P4
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 P5
- 6 学校単位で参加する大会・
コンクール等の見直し P6

【「石岡市立中学校部活動運営方針」策定の趣旨】

○ 策定の趣旨

◇ 本市においては、平成30年3月スポーツ庁より出された、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「茨城県運動部活動の運営方針」（以下、「県運営方針」）に則り、活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。また、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「石岡市立中学校部活動運営方針」（以下、「市運営方針」）を定めることとする。

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒が運動や文化的な活動を主体的に楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな学校生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすることとする。
- (2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の運営に努めることとする。
- (3) 学校は、部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めることとする。

【新たな部活動に向けての石岡市立中学校部活動運営方針】

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。また生徒に、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。このことから部活動は、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。

- (1) 部活動は、生涯にわたって豊かな生活を送る資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものである。
このことから学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていくこととする。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すこととする。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求めることとする。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」の見直しをするものとする。また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会・コンクール等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日等）を作成し、校長に提出し、承認を得ることとする。

- (1) 部活動の方針の策定等
 - ① 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（以下、方針）を策定し、ホームページ等への掲載などにより公表する。
 - ② 部顧問は、年度初めに年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会・コンクール等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会・コンクール参加等）を作成し校長に提出する。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

① 部活動の適切な設置

各校における部活動の設置（新設，統廃合を含む）については，生徒，教職員，保護者，地域等の実態に応じ，校長の判断で行う。その際には，保護者や地域の協力体制，施設，設備などにおける安全面等について吟味し，持続可能性を十分に考えた上で判断する。

② 「部活動運営委員会（仮称）」等の設置

各校において，「部活動運営委員会（仮称）」等を設置し，教職員のみならず，保護者や地域のスポーツ等関係者，学校医なども加え，生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量），学校と保護者及び地域間の連携方策について，幅広く議論を深めつつ，十分な理解と協力を得られるよう努める。

③ 「活動計画・活動実績簿」等の点検

校長は，「活動計画・活動実績簿」を点検し，方針で定める範囲の活動となっているかを確認し，適宜，指導・是正を行う。また，市教育委員会は，各校の部活動の休養日及び活動時間等の設定や運用について，適宜，指導・是正を行うよう努める。

④ 適切な指導の実施

校長及び市教育委員会は，部活動指導員等に対して定期的な研修の機会を以下のような内容で設定するよう努める。

- ・ 学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・ 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰，パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒，保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

⑤ 研修について

- ・ 部活動運営に関わる研修

部活動に関わる教員は，茨城県教育委員会が主催する部活動に関する講習会や市教育委員会等が主催する研修等に参加し，各校で伝達することを通して，各校部活動指導の質の向上を図るよう努める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため学校は，部活動を組織的に運営するとともに，生徒の生活や健康に留意しながら，できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 校長及び部顧問は，部活動の実施に当たっては，文部科学省が平成 25 年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り，生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む），事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することとする。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行うものとする。

(2) 部顧問は、科学的な見地に基づきトレーニングの効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なことや、過度の練習はスポーツ障害・外傷、精神面への影響などのリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解するよう努めるものとする。

また、専門的知見を有する教員（保健体育・音楽・美術）や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うものとする。

(3) 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会・コンクール等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることとする。

また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるように努めることとする。

(4) 校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のことについて、部顧問に対し、支援及び指導を行うものとする。

① 部顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

② 部顧問は、万が一に備え、各校の「危機管理マニュアル」を参考に、緊急時に対応できるようにしておく。

③ 部顧問は、熱中症について理解を深め、その対処法を校内で研修し、重篤化しやすく命の危険に関わることを生徒に指導する。

なお、気象庁の高温注意情報が発令された時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする。

4 適切な活動時間や休養日等の設定

◇ 部活動における活動時間及び休養日の確保については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点や活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

(1) 各部活動の活動時間及び休養日を次の通りとする。

① 活動時間について

○ 平日の活動時間は、2時間程度とし、「完全下校時刻」を定める等、活動時間が守られるように各校で工夫する。

○ 週末(土曜日・日曜日)及び祝日、学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。

○ 活動時間には、移動や準備、片付け等の時間は含まない。

○ 全国大会及び県新人体育大会等の予選を含む試合やコンクールの1か月前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な

期間であることから、この期間は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者の同意が得られれば、活動時間等の調整を行うことができることとする。

② 朝の活動の取扱いについて

- 生徒の健康及び保護者の負担を軽減するため、原則、朝の活動は実施しないこととする。
- 以下のような場合は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施することができる。その際、保護者は参加同意書を学校に提出する。
 - ・「総合体育大会」「新人体育大会」「コンクール」※「陸上競技大会」等の開催日の1か月前から大会当日までの期間。
※「陸上競技大会」・・・中体連主催の駅伝大会、中体連主催の陸上競技大会
- 朝の活動の際には、生徒を午前7時よりも前に登校させない。

③ 休養日について

- 1週間のうち平日は少なくとも1日、土曜日か日曜日のどちらか1日以上を休養日とする。週末の2日間とも大会等により活動した場合、休養日を他の日に振り替える。
- 週末・祝日等に、大会・コンクール等へ参加したり、練習試合・合同練習会を実施したりして、活動時間が3時間を超えてしまった場合、別な日に休養日を振り替える。
- 長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。
- 学力診断テスト、定期テスト（中間テスト・期末テスト）、地域行事期間等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」や「地域行事期間の休養日」として、休養日を設ける。
 - ・定期テスト（中間テスト・期末テスト）は、3日前から休養日とする。
- 当初計画していた休養日に、活動する場合は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に休養日を設ける。
- 以下の日は、学校閉庁日により「部活動一斉休養日」とする。
 - ・夏季休業日中の8月13日～8月16日の4日間
 - ・年末年始 12月29日～1月4日の7日間
 - ・県民の日 11月13日

- (2) 校長は、「方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底するものとする。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携し、組織の体制を整えるよう努めることとする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討することとする。

少年期におけるスポーツのアスリートや芸術のアーティストの育成をすべての部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、部顧問の負担軽減を図るため、部顧問が、地域の各種団体の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりを行うとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制を整えることができるように努めるものとする。

(2) 地域、保護者との連携等

市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や関係機関との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境の整備を推進するよう努めるものとする。

(3) 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

学校は、子供の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、部顧問や学校に相談しやすい雰囲気醸成することとする。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

◇ 学校は、各部が参加する大会・試合・コンクール等を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合・コンクール等を精査するものとする。

(1) 大会、練習試合、コンクール、合同練習会等の参加は月2回程度とする。

校長は、上記に定める上限の目安等を踏まえ、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合・コンクール等を精査する。

ただし、校長の承認を得たうえで、生徒と保護者の同意が得られれば、総合体育大会、新人大会、コンクール等の2か月前から大会当日までの期間は、練習試合や合同練習会の回数を増やすことができることとする。

(2) 保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して計画することとする。

(3) 週末及び祝日等に大会、練習試合、コンクール等に参加する時には、事前に校長の承認を得ることとする。